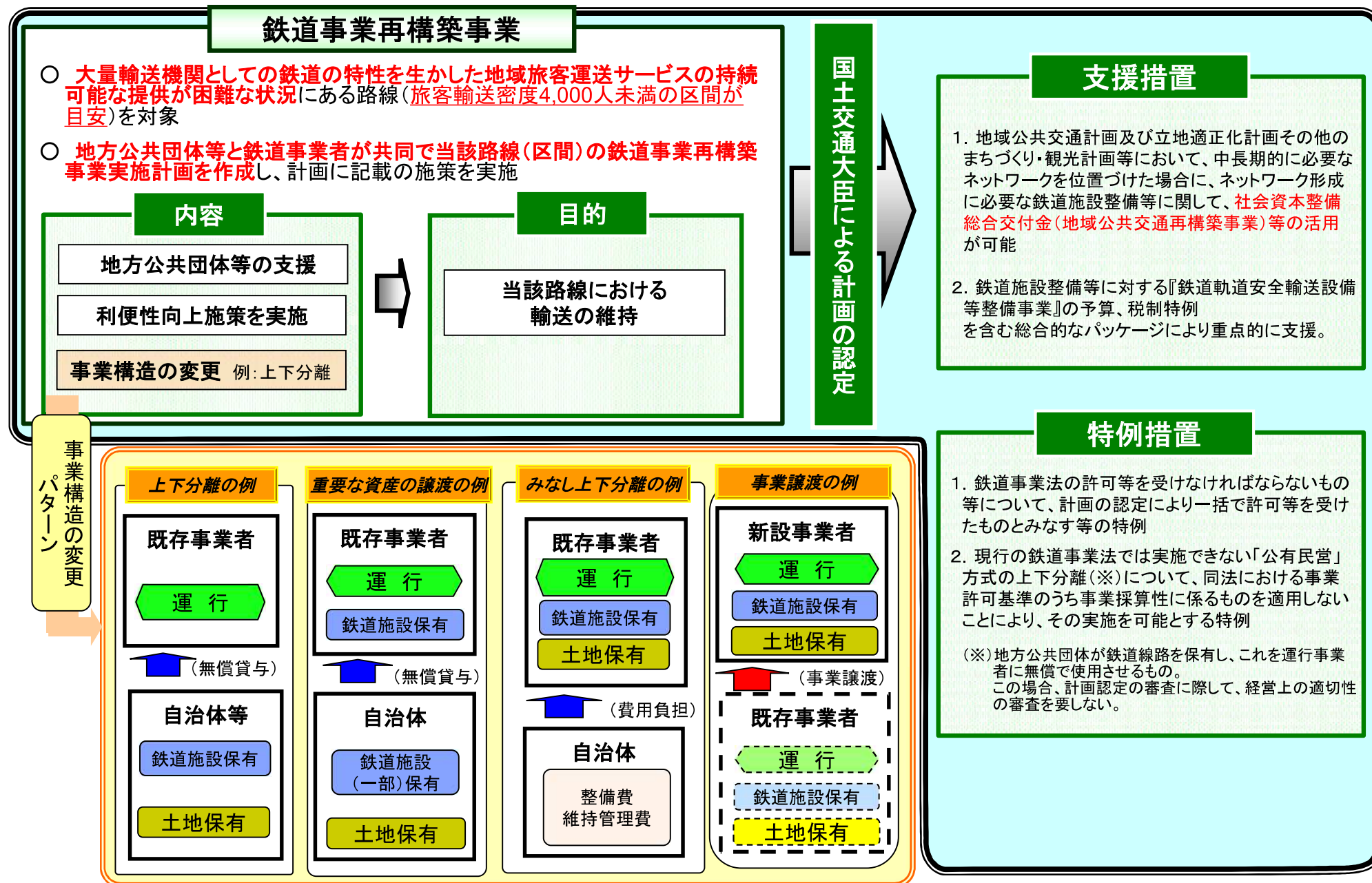


鉄道事業再構築事業について

令和8年9月29日
北陸信越運輸局
鉄道部長 秋山敬介



○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)

(定義)

第二条

十 鉄道事業再構築事業 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であって、当該区間において旅客鉄道事業を經營する鉄道事業者(以下この号において「**現行事業者**」という。)又は当該**現行事業者**に代わって引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者が、当該区間に係る旅客鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ次のイからニまでに掲げる事業構造の変更を行うとともに、次のホ又はヘに掲げる措置その他の措置により利用者の利便を確保するもの(鉄道再生事業に該当するものを除く。)をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

ニ イからハまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

ホ **現行事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良(イからハまでに掲げる事業構造の変更とともに行うものにあつては、当該事業構造の変更前に行うものであって、当該鉄道施設又は車両が当該事業構造の変更に係るものである場合に限る。)**

ヘ **他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行時刻の設定**



○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第八十号)

(第二条第九号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更)

第九条 法第二条第**十**号ニの国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。

一 重要な資産の譲渡及び譲受

二 鉄道施設の整備及び維持管理に要する全ての費用の負担その他の措置(旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るための措置(法第二十九条の三第二項第一号に掲げる措置に該当するものに限る。))を講ずるためのものに限る。)に関する地方公共団体との協定の締結

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十三条 地域公共交通計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体、当該鉄道事業再構築事業に係る区間において旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画(以下「鉄道事業再構築実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該鉄道事業再構築事業を実施するものとする。

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鉄道事業再構築事業を実施する路線及びその区間

(削除:旅客鉄道事業の経営の改善に関する事項)

二 地方公共団体その他の者による支援の内容

三 旅客鉄道事業の**第二条第十号イからニまでに掲げる事業構造の変更及び利用者の利便を確保する措置**の内容

四 鉄道事業再構築事業の実施予定期間

五 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 鉄道事業再構築事業の**実施により見込まれる効果**

七 前各号に掲げるもののほか、鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 前項第三号に掲げる事項には、鉄道事業再構築事業の実施に係る鉄道事業法の許可、認可若しくは確認の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(令和5年総務省国土交通省告示第2号)(抜粋)

三 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項

1 地域公共交通特定事業について―(5)鉄道事業再構築事業に関する留意事項

- ・鉄道事業再構築事業は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間を対象に、地方公共団体等の支援を受けつつ事業構造の変更を行うとともに、利用者の利便を確保するものであり、事業継続が困難となり、又は困難となるおそれがある赤字の鉄道事業者のみならず、制定時の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条に規定する旅客会社(以下「JR各社」という。)や大手民鉄(十六社)のローカル路線の区間も対象となる。また、鉄道事業再構築事業の対象となる区間については、旧日本国有鉄道経営再建促進特別措置法施行令(昭和五十六年政令第二十五号。以下「旧国鉄再建特措法施行令」という。)第三条柱書に規定するバス転換の基準であった旅客輸送密度四千人未満の区間か否かを目安とする。
- ・また、事業構造の変更に加えて利用者利便の確保が鉄道事業再構築事業の要件とされていることを踏まえ、地方公共団体等は、JR各社や大手民鉄(十六社)のローカル路線の区間を含め、対象区間に係る旅客鉄道事業について、事業者の経営の改善の観点ではなく、あくまで利用者利便の確保の観点から、一種の公共財・社会インフラとみなして関与することが期待される。
- ・事業構造の変更については、重要な資産の譲渡及び譲受や事業の実施主体の変更等、様々な形態が含まれるが、それらが事業構造の変更に該当するかについては、鉄道事業再構築実施計画の実施期間(原則として十年以上)を通して、対象区間の維持と利便性の確保を図っていくための官民の合理的な役割分担が協定等により取り決められているかどうかを審査する。
- ・また、鉄道事業再構築実施計画については、実施予定期間中の事業内容の変更及び実施予定期間の更新が可能である。
- ・なお、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下「JR上場四社」という。)の路線については、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条に基づく新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針(平成十三年国土交通省告示第千六百二十二号)及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条に基づく新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針(平成二十七年国土交通省告示第千二百七十二号)(以下「大臣指針」と総称する。)に留意する必要がある。また、四1(2)で述べるとおり、JR各社のローカル路線の区間のうち、我が国の基幹的鉄道ネットワークを形成する区間については、当面、再構築協議会の対象としない一方、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間については、地域公共交通計画に位置付けられた場合には、鉄道事業再構築事業の対象となり得る。